メキシレチン塩酸塩

確認試験(2)の項を次のように改める.

確認試験

(2) 本品を乾燥し，赤外吸収スペクトル測定法〈*2.25*〉の塩化カリウム錠剤法により試験を行い，本品のスペクトルと本品の参照スペクトル又は乾燥したメキシレチン塩酸塩標準品のスペクトルを比較するとき，両者のスペクトルは同一波数のところに同様の強度の吸収を認める．もし，これらのスペクトルに差を認めるときは，本品をエタノール(95)から再結晶し，結晶をろ取し，乾燥したものにつき，同様の試験を行う．